

障害のある人も安心して安全に暮らせる別府市条例（素案）の概要

市民との協働による条例制定のプロセス

アンケート H23.8~9
パブリックコメント

市民からの意見

H23.12~H24.8
条例制定作業部会
における議論

H24.9
答申

H24.10~12
庁内検討委員会
における議論

条例(素案)

H25.1
タウンミーティング
パブリックコメント

条例(案)を平成 25 年
6 月議会に提出予定

条例（素案）策定のポイント

市民からの意見を基に障がいのある人等が取りまとめた答申を最大限尊重して策定

前文

別府市では、これまで障害のある人にとって住みやすいまちづくりが行われてきた。それでもなお、障害のある人は、障害への理解の不足や社会にある様々な障壁により、社会生活全般において、生活のしづらさと不安を感じている。このようなことを背景として、安心して安全に暮らせる別府市を実現することをめざす。

第1章 総則

目的

障害を理解し、障害のある人への差別をなくす。→①条例にこのことに関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにする。②条例に障害のある人への差別等をなくすための施策の基本事項を定め、その施策を総合的に推進する。

⇒ 障害のある人も安心して安全に暮らすことのできる共生社会の実現に寄与する。

定義

障害：身体、知的及び精神など心身の機能が傷病などの事由によりその能力が発揮されないため、継続的に日常生活又は社会生活を行うに当たって、社会的な制度の整備及び支援を必要とする状態。

差別：①障害を理由に不利益な取扱いをすること。②合理的配慮を怠ること。

社会的障壁：障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会におけるあらゆるもの。

合理的配慮：社会的障壁を取り除くに当たって、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人にとって必要とされる制度の整備、支援を行うこと。

基本理念

障害のある人の完全参加と平等、合理的配慮の必要性

市の責務

障害のある人への差別等をなくすための取組に係る施策を総合的かつ計画的に実施する。
(基本事項：障害に対する理解を広め、それを定着させる、障害のある人からの意見聴取)

市民等の責務

障害のある人に対する理解を深め、市と事業者の取組に協力する。

合理的配慮の評価 市は、毎年度、合理的配慮の実施状況を確認し、その評価を行う。

第2章 障害のある人への差別等をなくすための取組

差別・虐待の禁止

何人も、障害のある人に対し、差別・虐待をしてはならない。

相互理解の促進

市は、障害に対する理解が深まるよう必要な施策を講じる。

→①市民・事業者への施策 ②市の職員への施策 ③義務教育課程における児童・生徒への教育

合理的配慮

①生活支援、②生活環境、③防災、④雇用・就労、⑤保健・医療、⑥保育・教育、⑦芸術文化・スポーツに関する合理的配慮を規定

第3章 差別等事案を解決するための仕組み

相談

障害のある人やその家族等は、差別や虐待の事案を市に相談することができる。

助言又はあっせん

障害のある人やその家族等は、差別や虐待の事案があるときは、市長に対して、それを解決するために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができる。

市長は、申立てに係る事実を調査した結果、必要があるときは、**別府市障害者差別等事案解決委員会**（以下「委員会」という。）に対し、助言又はあっせんをすることに関して諮詢する。

委員会が助言又はあっせんをすることが適當と認めたときは、市長は助言又はあっせんを行う。

勧告

市長は、助言又はあっせんに従わない者に対して、勧告することができる。

第4章 親亡き後等の問題を解決するための取組

市は、親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を策定し、それを実施する。

第5章 雜則

規則への委任

附則

施行期日：平成 26 年 4 月 1 日